

青 安 市 第 2 3 号

令 和 4 年 5 月 1 8 日

青梅の福祉を良くする会

会長 松 尾 好 樹 様

西多摩社会保障推進協議会

会長 式 場 徳 昭 様

青梅市長 浜 中 啓



要望書について（回答）

令和4年4月4日付けで受理しました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

1 国民健康保険についてについて

(1) 療養の給付等に関する国の負担金について

国は都道府県に対して、療養の給付等に要する費用と前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護納付金の納付に要する費用の合算額に対し、100分の32を負担することにしてあります（国民健康保険法70条）。ところが、国保法第72条の3第1項の繰入金と、同第72条の4第1項の繰入金の合算額の2分の1に相当する額を控除しています。控除する2種の繰入金は低所得被保険者にかかわるもので、前者は被保険者の保険料(税)軽減で、後者は市町村の一般会計の負担軽減のためです。

どうして、療養給付費等に要する費用の合算額から繰入金の合算額の2分の1相当額を控除するのか教えてください。

なお、同第72条の3第1項の繰入金は市町村と都道府県は支弁しますが、国は支弁しません。どうして、国が負担していない分まで繰入金の合算額に加え、その2分の1相当額を控除するのか教えてください。

また、調整交付金等（同72条）については各自治体（都道府県と

その市町村)の財政状況等に応じて一律ではありませんが、療養給付費等に要する費用と納付等に要する費用の合算額の見込み額総額の9%に、繰入金の合算額の4分の1相当額を合算するのですか教えてください。

(回答)

療養費の給付等に関する国の負担金については国の制度であるため、現在東京都を通して国に確認しておりますので、後日改めて回答させていただきます。

(2) 東京都および青梅市の独自補助金について

都道府県及び市町村は、国保事業に要する費用と各種(前期高齢者納付金等・後期高齢者支援金等・介護納付金の納付に要する費用を含む)に対して、補助金を交付し、または貸付金を貸し付けることができる(国保法75条)ことになっています。東京都は最高時の10分の1程度に減ってしまいましたが独自の補助金が交付されています。青梅市は国保75条に基づく補助金が出ているのでしょうか教えてください。また、その理由を伺います。

(回答)

現時点では一般会計からの繰入金で財源補てんを行っていることから、市から国保会計に対して国保法第75条にもとづく補助金を交付しておりません。

(3) 青梅市の国保事業に関する財政負担割合について

青梅市の国保事業の財政にかんして、収入総額に対する国、東京都、青梅市、保険者間の財政調整、等々の財政負担割合について教えてください。(特に財政年度は指定しませんが、財政運営を都道府県に移管する前の2017年度以前が分かりやすいと思われます。)

(回答)

青梅市国保の財政負担割合は、平成29年度当初予算ベースで国17.1%、東京都6.8%、青梅市(国保税、繰入金)26.9%、保険者間財政調整(退職者医療、前期高齢者)28.0%、その他21.2%となっております。

2 介護保険について

(1) 介護給付費準備基金について

介護給付費準備基金は、介護保険事業特別会計における余剰金等を積み立て、財源不足時に取り崩して充当するために設置される基金、と厚生労働省は説明しています。この基金は3年を1期とする介護保険事業に対応するため、介護保険特別会計を中期財政運営のしくみとし、保険料を3年間を見込んで設定するために、1期の各年度内の剰余金を積み立てるものです。介護保険料を納める第1号被保険者は高齢のため、保険料は3年間で使い切り次期に繰り越す必要はないため、1期3年目の決算時の基金積立金残高は、すべて次期介護事業費に充当し取り崩すべきと考えます。青梅市の第8期介護保険事業計画における介護給付費準備基金の計画について各年度の残高と積み立ておよび取り崩し計画について教えてください。

(回答)

令和3～5年度の第8期介護保険事業計画3か年における介護給付費準備基金の計画は、令和2年度末の基金残額は778,000千円、第8期の3か年で436,000千円取り崩しを行い、第8期の最終年度である令和5年度末残額は342,000千円を想定しています。

3 年金について

- (1) 国民年金の第1号被保険者の加入手続きは自治体が窓口になります。手続きの際、年金相談をしたい方も多いものと思われます。身近で年金相談ができよう、年金相談窓口を常設してください。

(回答)

専門的知識を有する相談員や職員が常時在籍する青梅年金事務所が市内にあることから、市に年金相談窓口を常設する予定はありません。

- (2) 日本の老後の生活をささえる公的補償は年金制度しかありません。現在、年収400万円以下の現役就労者は、将来年金だけでは老後の生活費を賄うことができず、日本の社会保障制度では生活保護利用しないといわれています。

青梅市は市政上、青梅市民の年金状況を把握する必要があり、国民年金のみの受給者数や無年金者数の把握については、市の調査権限の

問題ではないと回答していますが、市の将来の財政上も必要な調査と
考えます。市長の考えをお伺いします。

(回答)

年金事業は国の事業で、年金支給は日本年金機構が行っております。
市は国との法定受託事務内容に沿った業務を行うこととされており、
無年金者数等の把握をする権限はありません。制度の改善等の要望・
意見については、全国都市国民年金協議会を通じて厚生労働省に対し
行うこととしております。

(3) 年金制度の引き続く改悪が年金者の暮らしを直撃しています。

2022年度の年金改定率は名目手取り賃金変動率となりマイナス
0.4%となります。加えて、来年度以降にマクロ経済スライドの未調
整分としてマイナス0.3%が繰り越されます。公的年金額は毎年およ
うに減額されていて、2019年度末の平均受給額は国民年金が月額
5万5946円、厚生年金でも14万4268円にすぎません。これ
では資産がない方は、生活保護制度を利用するしか方法がありません。

市民の暮らし向きを成り立たせなくさせるような年金制度の改悪を
やめ、最低補償年金制度を創設し、マクロ経済スライドの廃止について、
国に意見をあげてください。

昨年市の回答では、「マクロ経済スライドの廃止についての要望は
考えておりません」とありますが、その理由を教えてください。

(回答)

制度の改善については、従来から全国都市国民年金協議会等を通じ
要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいります。マ
クロ経済スライドにつきましては、将来世代の年金の給付水準を確保
するために必要であると考えます。

(4) 年金支給を2か月ごとの後払いでなく、毎月支給に改善するよう国
に強く要請してください。例えば、高齢者支援金では、各医療保険者
が納付する当該年度の後期高齢者支援金の額は、前々年度の概算額と
同年度の確定額との過不足額を精算した調整金額に、過不足額につき
生ずる利子を合算する額としています。年金支給額は2か月ごとの後
払いであるため、当然その間の利子が発生しているはずですが。支給額

に支給までに生ずる利子分を加算するよう、あわせて国に要請してください。

(回答)

年金事業は国の事業であることから、制度の改善等の要望・意見については、全国都市国民年金協議会を通じて厚生労働省に対し行うこととしております。

- (5) いまだ大量に残っている消えた年金記録の早期回復について、昨年の回答では「全国都市国民年金協議会を通じ、年金に対する不安・不審の払拭について要望しております」とあります。具体的に、要望事項とそれに対する国の回答について教えてください。

(回答)

国からは、年金制度を御理解いただくために説明に努めていくと回答を受けています。引き続き、全国都市国民年金協議会を通じ、年金に対する不安・不信の払拭について要望しております。

全国都市国民年金協議会の要望に対する回答は、日本年金機構のホームページに記載されております。

- (6) 年金積立金の株の運用をやめるよう国に要請してください(まして、積立金の運用で、軍需産業のクラスター爆弾製造会社株などともないこと)に対し、市の回答は「制度の改善については、従来から全国都市国民年金協議会等を通じて要望しております」との回答でした。全国都市国民年金協議会等とありますが、等について教えてください。また、具体的に、要望事項とそれに対する国の回答について教えてください。

(回答)

制度の改善については、全国都市国民年金協議会のほか、東京都国民年金協議会や年金事務所を通じて要望しています。

制度の改善については、引き続き全国都市国民年金協議会等を通じて要望してまいります。

全国都市国民年金協議会の要望に対する回答は、日本年金機構のホームページに記載されております。

(7) 平成2年度と3年度に全国都市国民年金協会は、厚生労働省（または日本年金機構）に対して、どのような内容の要望を出し、それに対する回答はどうだったのか教えてください（要望書とその回答書があれば写しをください）。

また、青梅市はどのような要望を出したのか教えてください（要望書とその回答書があれば写しをください）。

あわせて、全国都市国民年金協会とは、どのような団体で、どのような業務などを行っている団体なのか教えてください（団体の案内等があればその写しをください）。

（回答）

全国都市国民年金協議会とは、全国都市間の連携のもと、都市間に共通する国民年金制度の諸問題について、関係機関と連絡することにより、国民年金制度の円滑な運営を推進することを目的として、市をもって組織しているものです。

全国都市国民年金協議会では、全国の自治体からの要望を取りまとめ、国民年金制度に係ることや国民年金事務に係ることについて、厚生労働省に対して要望をしています。

全国都市国民年金協議会の要望に対する回答は、日本年金機構のホームページに記載されております。

4 生活保護について

(1) 級地見直しによる保護費基準引き下げを避けるように厚生労働省は、第39回社会保障審議会生活保護基準部会（2021年6月25日）において、生活扶助の級地を現行の6区分から3区分に見直すことを示しました。

しかしながら、委員からは級地見直しによる生活扶助基準の引き下げを懸念する意見が出されたもようです。被保護世帯数は枝番1（2018年/118万世帯）の方が枝番2（同/44万世帯）より多く、枝番2の生活扶助費は多少上がるにしても、枝番1は引き下げられ、全体として大幅に減額されるのではないかと危惧します。生活保護費はこの間毎年のように引き下げられ、世帯類型にかかわらずどの世帯も月額で2万円近くも削減されています（高齢者世帯老齢加算廃止

を含め)。級地の見直しにともない、大幅な減額をしないよう、国に要請してください。

(回答)

生活保護費の支給につきましては、生活保護法にもとづき、適正に保護事務を実施してまいります。

(2) 夏季加算の新設とエアコン購入費について

夏季はここ青梅でも 40 度を超す猛暑があたりまえとなり、熱中症による健康被害や亡くなる方がないよう危惧しています。依然として、生活保護利用世帯はエアコンがなかったり、壊れていても修理代が捻出できず、あっても電気代がかさむので使わない、などの理由で猛暑を耐えています。

ア 昨年の回答では、「エアコン購入費については、家具什器費として、一定の条件により支給することとなつて」いる、とあります。「一定の条件」について、詳しく教えてください。

(回答)

生活保護法にもとづき、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき等で、被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であつて、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときを、エアコン購入費の支給条件と考えております。

イ 昨年の回答では、「冷房器具に係る支給要件の見直しおよび夏季加算の新設については」、「市長会を通じて、令和 2 年度の予算要望として、冷房器具にかかる支給要件の見直しおよび夏季加算の新設について都へ要望し」、「その結果、都から「健康維持管理上、冷房機器を必要とする場合、購入設置経費を一時扶助として支給可能にすること及び夏季加算を新設することを国に提案していると回答を得た」とあります。

国は東京都の提案に対し、どのような対応をしたのか、教えてください。

(回答)

東京都からは本件に係る続報はございません。

(3) 扶養照会について

昨年5月中旬、西多摩地域の4市と3町1村を管轄する東京都を含めて5福祉事務所に、扶養照会の実態についてアンケート調査を行いました。青梅市の回答では、照会件数や扶養に結び付いた金額等の集計は行っていないことが明らかになりました。厚労省は親族の扶養について「保護に優先して行われるもの」で、「単に事実上扶養が行われたときにこれを被扶助者の収入として取り扱うもの」と説明しています。青梅市以外の自治体の窓口対応では、水際作戦に利用され申請の障害となっているケースが報道されています。青梅市の回答からは扶養照会は不要と思えますので、廃止してはいかがでしょうか。市長の考えを伺います。

(回答)

引き続き、生活保護法にもとづき、実施してまいります。

5 学校施設について

(1) 学校施設の老朽化に伴う対策を、早急に改善してください。

昨年度の私たちの要望に対する市の回答では、計画的に進めているとのことでした。計画通りでは最終的に全学校への対応が済むにはかなりの時間が必要だということになります。計画に拘らず一層早期に進められることを要望します。また、施設対応は一刻も猶予もならぬことが考えられますので、日ごろからの点検と対応するための予算増があることを望みます。

(回答)

令和2年度に策定しました「青梅市学校施設個別計画」に基づき、校舎の老朽化対策として、屋上防水および外壁等改修工事を順次進めております。令和3年度は小学校1校で実施し、令和4年度は小学校2校、中学校1校で工事を、小学校2校、中学校3校の設計等を実施予定で、令和4年度の予算額は5億5,500万円余となり、令和3年度に比し、4億円余の増額となっております。

(2) トイレの改修工事、特別教室の空調設備を早急に前項で実施してください。これらについても計画ができ、それに合わせて工事が進まれているとのことですが、早期に全校の対応が出来上がることを望みます。

す。

(回答)

「青梅市学校施設個別計画」に基づき、トイレ改修工事および特別教室等空調機整備工事は、令和5年度で小・中学校全校（改築した第二小学校を除く。）で完了予定です。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

(3) 学校給食は自校方式にしてください。

給食の安全・安心の視点からも、また、食物アレルギーをもつ児童生徒への個別対応を可能とする視点からも、自校方式へ切り替えてほしいです。今後学校改築などがある場合には、自校方式も検討してほしいと思います。

(回答)

自校方式については、国の学校給食衛生管理基準に沿った施設整備が必要となるため、現在の学校に調理室を設けることは困難であると考えています。

現在、学校給食センターでは、早期に学校給食衛生管理基準に沿った施設を整備することが、安心・安全な学校給食の提供に繋がると考え、食物アレルギー除去食に対応するセンター方式での施設整備を進めています。

6 小中学校に「35人数学級の早期実現」を国に要請してください

今年度から小学校のクラス単位が35人となることが決まりました。

しかし、これは、毎年1学年ずつの実施で、全校が完全に35人数級になるまでには6年間が必要となり、また、現在小学校に通っている児童には恩恵がありません。

コロナ禍の今の児童が被った影響の大きさを考えるならば、それらの児童に対する学習の補償もなく、1学年ずつの実施というのは非常に緩慢な政策だとえます。

諸外国の基準は一クラス25人であることを見ても、日本の教育政策が遅れをとっているのは目に見えています。6学年を一斉に実施することも可能なはずで、せめて3学年ずつというように実現を早めて、児童の生活や学習の、より確かな支えにつなぐことができるよう国に対して

要請してください。

また、今回の改定は小学校だけが対象となっています。小学校だけでなく中学校・高等学校まで対象を広げるよう要請してください。

(回答)

令和3年3月31日に成立した「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」により、小学校においては今後、令和7年度にかけて段階的に学級編成の標準が35人に引き下げられることとなっております。

学級編制に当たっては、今後も引き続き東京都の学級編制基準にもとづき行ってまいります。

7 児童館（大型児童センターについて）

- (1) 現在検討中の東青梅1丁目地内建設予定の新施設に、設置検討中の児童センターの実現に向け、新施設の計画の侵攻を早めてください。

懇談会がコロナ感染症で予定より遅れているようです。市民の声に沿って、早期に児童館がオープンできることを熱望しています。

(回答)

青梅市では、子育て支援センターをはじめ、各市民センター、下長淵自治会館、文化交流センターで子育て支援事業を実施しております。

また、保育園を利用した子育てひろば事業なども実施し、市内の施設を活用し、子育て環境の充実を図っております。

子育て世代が、安心して出産・子育てのできる切れ目ない支援を拡充するため、子育て支援の拠点となる施設整備については、現在「東青梅1丁目地内諸事業用地等利活用構想」の中で、「大型児童センター」の施設整備案が、市議会の特別委員会において協議・検討されております。

なお、平成30年度から、子育て世代の声を施策に反映するため、「子育て世代と市長の懇談会」を開催しております。

今後も機会をとらえ市民の皆さんの御意見を伺いながら子育て支援事業を実施してまいります。

- (2) 子育て支援センターは子育て支援の施設で、対象は乳幼児とその母親という感は否めません。施設の規模も小学生が走り回るには小さい

ように感じます。まして、中高生が乳幼児とともに過ごすとは考えられません。子育て支援センターは子育て支援の場であって、児童生徒が自由に過ごせる場が、ほかに必要だと思います。ぜひ、青少年センター（仮称）等の施設設置もご検討ください。

（回答）

児童生徒や中高生が自由に過ごせる場の整備については、現在、協議・検討されている「大型児童センター」の機能に含まれるものと捉えております。

8 コミュニティバスについて

(1) 青梅市内にコミュニティバスを走らせてください

青梅市の公共交通機関は年々運行本数が減ってきています。交通の中心となる青梅駅から奥多摩駅へいく本数は、昼間1時間に1本という状況です。民間バスも同様です。ぜひ、現在の路線バスを補完する交通手段を検討してください。これは高齢者だけでなく、通勤・通学の市民にも大きな益をもたらします。

（回答）

青梅市では、平成14年度に学識経験者らで構成する「青梅市コミュニティバス等導入検討委員会」を設置し、平成14年8月から平成16年3月まで、運行ルートや利用者の推計、運航費用などについて検討をいたしました。

この検討結果を踏まえ、既存バス路線の維持に多額の公共負担を行っている状況のもと、新たな財政負担は困難であることや、運航している他の自治体で多額の財政負担が生じている例も多くあるなど、総合的に判断した結果、コミュニティバスの導入を見送った経過があります。

なお、青梅市ではバス路線維持のための公共負担を行い、市民の移動手段の確保に努めております。

御理解をいただきますようお願いいたします。

9 永山丘陵ハイキングコースに新トイレを

(1) 永山丘陵ハイキングコースは市民のみならず、多方面から訪れる人がいていつ行っても賑わっています。休憩所からは天気がよければス

カイツリーも望まれ、週に何度も健康のために利用している方がたくさんいます。が、コース内にトイレは矢倉台等2か所にしかなく、永山グランドのトイレも使えるとありますが、ハイキングコースからの利用は段差もあり、また離れているのでとても不便です。ぜひコース近辺（駐車スペースはどうでしょう）に新しいトイレの設置をお願いします。（奥多摩町のハイキングコースにはウォシュレット付き、温かい便座のトイレがあります）

（回答）

永山丘陵ハイキングコースには、矢倉台付近に1カ所、ハイキングコース入口である永山グランドに1カ所トイレを設置しております。ハイキングコース内へのトイレの設置については、設置場所や汚水処理等の課題があることから、現時点では、新たなトイレの設置は予定しておりません。

お手数ですが、ハイキングコース入口である永山グランドのトイレをご利用いただきますようお願いいたします。

10 災害時避難場所の設備確認・補充を

地球気候危機が叫ばれています。毎年のように大きな台風がやってきたり、「経験したことの無い大雨」という表現で注意を呼びかけられたりしています。避難に対する警報などの文言も毎年のように見直され、避難という事態を身近に考えるようになってきました。

緊急に避難が必要になった場合に、学校や市民センターなどの公共施設がすぐ利用できるように配慮をお願いします。また、非常に激しい降雨の中では、「防災青梅」の放送が聞き取りにくいという声もありますので、御検討をお願いします。

また、避難所は多摩川を渡らずに行かれるようご配慮ください。

（回答）

青梅市の避難場所については、市民センターや学校などの公共施設を大雨等の状況に応じて、開設することとしています。引き続き、適切な運用に努めてまいります。

地域によっては、避難施設の存する場所により、河川を渡らざる負えない場合があります。市民の皆さまには、自宅が危険な場所にある場合

や危険な場所を通る必要がある場合には、早めの避難をお願いいたします。

また、土砂災害警戒区域内かつ防災行政無線の音声を聴き取りづらい地区の世帯に対しまして、防災行政無線の内容を受信できる受信機の貸与を進めるとともに、SNSなどを利用した情報配信の拡充について研究してまいります。

11 補聴器購入助成制度（加齢性難聴等にともなう）の創設について

高齢者に加齢性難聴が多く、認知症のリスクも高まるといわれます。東京都の福祉保健局は、各自治体が独自に補聴器購入助成をおこなった場合、東京都の包括補助（高齢者施策経費の1/2を助成）が活用でき、特別区のなかでは半分以上の区で独自の補聴器購入助成を実施しています。青梅市でも加齢性難聴に対する補聴器購入助成を実施してください。また、国に対して、加齢性難聴に対する補聴器助成制度を創設するよう要望し、各自治体の助成制度と合わせて利用できるよう要望してください。

（回答）

市では、現在のところ、補聴器購入の助成を行うことは考えておらず、国への要望につきましても行う予定はございません。

また、身体障害者手帳を所持する聴覚障害者の方に対して助成を実施していることから、御要望の方については購入助成制度を創設する予定はありません。

今後につきましては、引き続き他自治体の動向を注視してまいります。

12 誠明学園の隣接地の文化施設の建設予定問題について

1988（昭和63）年11月24日付、青梅市長と東京都福祉局長との「覚書」、『東京都は、誠明学園の用地概ね1万平方メートルに東京都の施設を建設する。施設の内容は、青梅市と十分に協議する。』の約束を踏まえ、これまで市は継続的に要請し、さらに引き続き文化施設の要請をしていくとのこれまでの回答でした。

また、去年の回答は、市が「令和2年度の東京都予算編成に先立ち、要望を行った」が、都の回答は「文化施設の重要性については十分認識している」が、「都の財政状況等から現段階では困難である」との回答があり、「市としては、引き続き都立文化施設の設置を要望」するとありま

す。その後、市がどのように要望し、都がどのように応えているのか、教えてください。

なお、青梅市は東京都に設置させる意思があるのか、また、東京都は青梅市と協議し設置する意思があるのか、青梅市長はどのように考えるのか伺います。

あわせて、現時点での直近の青梅市の「要望書」と、東京都の「回答書」を提供してくださるようお願いいたします。

(回答)

令和3年度および令和4年度の東京都予算編成についても、西多摩地区住民の新たな文化の創造拠点として、都立の文化施設設置の推進を、引き続き要望しております。

東京都からは、令和2年度と同様に、「文化施設の重要性については十分認識している。一方で、その設置については都の財政状況等から現段階では困難である。」との回答でした。

現段階では、具体的な建設計画はないことから、市としては引き続き、都立文化施設の設置を要望してまいります。

なお、要望内容は以下のとおりです。

「西多摩地区住民の新たな文化の創造拠点とするとともに、人間らしい感性豊かな地域社会をつくるための施設として、1,400席程度の演劇・音楽系ホールやプラネタリウム等を含む文化施設設置推進を要望する。」

13 河辺駅北口ロータリー広場の休憩用ベンチ等の設置について

河辺駅北口広場に前にはベンチが設置してありましたが、数年前に撤去されたままになっています。以前のように、買い物や往来の途中で休める場があると助かるという意見や、再度設置してほしいという要望が、特に高齢の方々からでています。以前のように設置をお願いいたします。

なお、高齢者が外出時に気軽に休めるよう、歩道や広場にベンチを計画的に設置するよう要望いたします。

(回答)

御要望をいただきましたベンチにつきましては、広場利用者の休息スペースとして設置したものでありますが、アルコール類を含む飲食や喫煙

する人が絶えず、トラブルも発生したことで、市民より苦情が多く寄せられたため、やむを得ず撤去に至りました。

御理解をいただきますようお願いいたします。

以 上

